

恩給給与規則及び旧国会議員互助年金法施行令の一部改正について

令和 8 年 7 月

総務省政策統括官（恩給担当）

1. 概要

総務省政策統括官（恩給担当）においては、請求者の手続負担軽減のため、令和 8 年 4 月から個人番号を利用した情報連携の運用を開始し、また、同年10月から、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月13日閣議決定）中、「第 4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に掲載されている恩給関係請求手続（「恩給の失権時給与金の請求」、「扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉」及び「扶助料請求（転給）〈公務関係扶助料〉」。以下「恩給関係請求手続」という。）をオンラインでも行えるようにすることによって恩給関係請求手続を行う者の利便性向上を図ることとしている。

こうした中、恩給関係請求手続において恩給証書（紙媒体の書類）の添付を求めていることが、恩給関係請求手続のオンライン完結を妨げ、恩給関係請求手続を行う者の手続負担となることから、恩給関係請求手続を行う者の手続負担軽減と利便性向上のため、恩給関係請求手続において恩給証書の添付を求めないこととする。

また、これに合わせて、恩給又は国会議員互助年金に係る手続を行う者の手続負担軽減を図るため、恩給又は国会議員互助年金に係る証書等（紙媒体の書類）の添付又は返還（以下「返納」という。）を求めている全ての手続について、その返納を求めないこととし、そのための所要の改正を行うもの。

2. 改正対象

- (1) 恩給給与規則（大正12年勅令第369号）
- (2) 旧国会議員互助年金法施行令（国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成18年政令第73号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和33年政令第143号）をいう。）

3. 改正内容

2 の政令の規定中、証書等の返納を求めている規定について、当該部分を削除する等の改正を行う。

4. 今後のスケジュール

公布予定日 : 令和 8 年 9 月中

施行予定日 : 令和 8 年10月 1 日